



4月1日から

# 廃棄物処理手数料が変わります!

(粗大ごみ・事業系ごみ)

粗大ごみや事業系ごみの処理には、廃棄物処理手数料がかかります。

このたび、「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に規定されている事業系一般廃棄物の処理手数料の改定に伴い、4月1日(火)から、以下のとおり取り扱いが変わりますのでご注意ください。

## ■粗大ごみについて

家庭で使用しなくなった家具など大きなごみ(最大辺がおおむね30cm以上)を出すときは、粗大ごみ処理手数料がかかります。この手数料を4月1日(火)から改定します。

この改定では、時代に対応した新たな品目なども考慮して、品目の見直しや手数料額を改定します。

### 《手数料改定例(1点あたりの手数料)》

品目名(参考例)	現行料金	新料金
掃除機、ふとん、ビデオデッキ	200円	300円
応接用いす(一人用のもの)、 ミシン(卓上式のもの)	500円	600円
シングルベッド(ベットマットを除く)、 衣類乾燥機	800円	900円
ダブルベッド(ベットマットを除く)、 応接用いす(二人以上用のもの)	1,400円	1,600円
箱物家具(高さ+幅+奥行きの合計が 405cm以上)、大型の食器棚など	1,900円	2,200円
区民持込による手数料 (日曜日のみ、1回につき5点まで)	200円	300円

なお、「有料粗大ごみ処理券」は、従来のものも変わらず使用できます。新たにお求めの場合は、必要な金額分を区内の「有料ごみ処理券取扱所 [杉並区]」の標識のあるお店、スーパー、コンビニなどの各取扱所や清掃事務所でお求めください。

### ○収集の申し込みは、混雑時を避けてご利用ください

粗大ごみの収集の申し込みを区コールセンターに電話で申し込む際は、月曜日や祝日の翌日などの午前中が大変混み合い、電話がつながりにくくなっています。

区コールセンターは、年末年始を除き、毎日午前8時～午後7時まで受付を行っています。混み合う時間帯を避けてご利用ください。また、FAX・インターネットでもお申し込みできますので、あわせてご利用ください。

問 杉並区コールセンター TEL #8800または3372-8800  
FAX 3372-8810  
インターネット <http://www.seisou.city.suginami.tokyo.jp/>

## ■事業系ごみについて

事業系ごみとは、事業活動や公共事業活動に伴って発生するごみをいいます。事業系ごみには、びん・缶・古紙・ダンボールなどの資源も含まれ、これらの処理には全て廃棄物処理手数料がかかります。

### ①事業系有料ごみ処理券(シール)を貼って区の収集に出している方

事業系有料ごみ処理券の料金が変わります(下表参照)。

4月1日(火)からは、新しいごみ処理券を貼ってごみを出してください。新しい事業系有料ごみ処理券は、3月21日(金)から区内の「有料ごみ処理券取扱所 [杉並区]」の標識のあるお店、スーパー、コンビニなどの各取扱所や清掃事務所でも販売します。現在使用している事業系有料ごみ処理券は、3月31日(月)までに使い切るようお願いいたします。

### ◆5月1日(木)以降 現在の券をお持ちの方は

現在ご使用の券は、例外的に4月30日(水)までに限り使用できます。5月1日(木)以降残った券については、現行料金と新料金の差額をお支払いいただき、新しい券と交換いたします。券の交換は、区役所清掃管理課、杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所で受付します。

※上記以外の取扱所では交換はいたしませんのでご注意ください。

券種	現行料金	新料金	差額
小・10リットル券(1セット10枚)	540円	610円	70円
中・20リットル券(1セット10枚)	1,080円	1,220円	140円
大・45リットル券(1セット10枚)	2,430円	2,740円	310円
特大・70リットル券(1セット5枚)	1,890円	2,135円	245円

※事業系ごみを区の収集に出す場合は家庭ごみとは分別し、必ず事業系有料ごみ処理券(シール)を貼って出してください。

### ②一般廃棄物収集運搬業者にごみの収集を委託している方

業者との契約金額が変わる場合がありますので、契約内容をご確認ください。



問 清掃管理課管理係

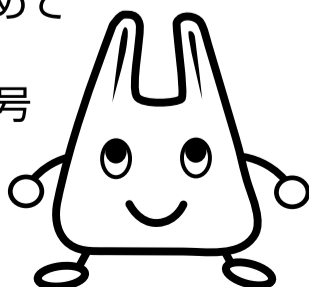
# レジ袋有料化がさらに広がります。

レジ袋には、一枚あたり18.3mlの石油が使われ、使用後に廃棄すると61gのCO2が発生しています。レジ袋を削減することは、地球温暖化防止につながっているのです。

こうしたことから、区内では、右記のとおり、環境に配慮した行動として自主的にレジ袋有料化を実施する店舗が広がっています。また、区は、レジ袋有料化を推進するための条例を4月1日から施行し、さらなるレジ袋削減を進めていく予定です。

(条例のポイントについては、広報3月21日号に掲載する予定です。)

皆さまには、レジ袋有料化へのご理解とマイバッグ持参のご協力をお願いします。



### ■3月1日から実施している店舗及び商店会

いなげや杉並桜上水店(下高井戸2-10-6)  
大丸ピーコック久我山店(久我山4-2-6)  
東田町バス通り商店会(成田東1-38-9<事務所住所>)  
※商店数45店舗のうち27店舗で実施。

### ■4月から実施する店舗

大丸ピーコック阿佐谷店(阿佐谷南1-32-10)  
大丸ピーコック井荻店(下井草5-18-8)  
サミット西永福店(永福3-53-16)

### ■6月から実施する店舗

コープとうきょう(区内全6店舗)

※成田東店については、19年1月から実施中。問 清掃管理課ごみ減量推進係